

岡本特許

ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1 TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2013 JULY/1475

★意匠の類否★

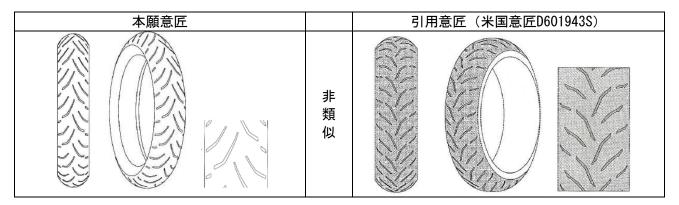
下図左側に「本願意匠」と書いたのは、意願2010-14211号「自動二輪車用タイヤ」の意匠です。右側の「引用意匠」に類似するとされて拒絶され、不服審判でも認められませんでしたが、審決取消訴訟(平成24年(行ケ)第10042号)において非類似とされました。

両者は一見するとよく似ているように感じられますが、原告や判決も述べているように、「三つの溝を1単位とする形状(模様)が、タイヤの赤道を中心として、左右の斜めに向けて、千鳥配置状に配設されている点」は、この出願以前からよく知られたものでした。裏ページにこの出願以前の公知意匠の例を紹介します。

特許庁審査基準でも次のように言っています。

「出願の意匠と引用意匠の各共通点における形態が、他の先行意匠においてごく普通に見られるあり ふれた態様であった場合には、その形態は特徴的な形態とはいえない。したがって、他の先行意匠にお いても見られる形態ではあるが、ごく普通に見られるありふれた態様とはいえない場合と比べて、その 形態が注意を引く程度は小さい。」

この判決では、「タイヤのトレッドパターン」というデザインが比較的成熟した分野であることが強く影響したものと思われます。逆に、新規商品分野、斬新で独創的なデザインについては、類似幅は広く認定される傾向にあります。



(判決抜粋)

「本願意匠の三つの溝は、溝縁が直線であり、端部に向けて溝幅が細くなることから、看者に対し、 一方の先端がとがった細い直線により構成され、無機的であり、かつ、非常にすっきりとして、サイド ウォールから赤道に向けて流れる印象を与えるような美感を生じさせるものといえる。これに対し、引 用意匠の三つの溝は、全体として、基本的に溝幅に変化がないことも相まって、看者に対し、同じ幅の 溝が曲線的にねじ曲がった印象、例えていえば、先端の丸まった筒状の細菌あるいは細胞をまとまりな く配した印象を与えるような美感を生じさせるものといえる。

なお、両意匠は、略同方向に傾斜した三つの溝を1単位とする形状(模様)が、タイヤの赤道を中心として、左右の斜めに向けて、千鳥配置状に配設されている点が共通するが、この点は、既に説示したとおり、公知意匠との関係で、本願意匠の要部には当たるとはいえない。(中略)

以上を総合すると、本願意匠は、共通点を考慮したとしても、全体として取引者・需要者に引用意匠と異なる美感を生じさせるものと認めるのが相当であって、引用意匠とは類似しない。」

出願日前の公知意匠 (一部)

登録第 962210 号	登録第 1187024 号	登録第 1205231 号
登録第 1225312 号	登録第 1299864 号	登録第 1311394 号
登録第 1235628 号	登録第 1316167 号	登録第 1317170 号
登録第 1338228 号	登録第 1354174 号	登録第 1379518 号